

会津大学に任用された外国人教員の帰住等に係る旅費に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人会津大学職員旅費規程第3条第4項の規定に基づき、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）に基づき任用された外国人教員及び平成18年4月1日以後に採用された外国人教員（以下「外国人教員」という。）が退職し帰住した場合又は外国人教員が死亡しその遺族が帰住した場合における旅費に関し必要な事項を定める。なお、この要領により支給する旅費に関しては、「帰住旅費の支給に関する要綱」（平成11年1月29日付け11人第36号総務部長通知）は準用しないものとする。

(外国人教員の旅費)

第2条 外国人教員が引き続き3年以上勤務し退職した場合において、その退職の日の翌日から3か月以内に外国に帰住した場合には、当該外国人教員に対し、次に掲げる旅費を支給する。

(1) 外国人教員の分

居住地から帰住地までの最も経済的な通常の経路及び方法により必要とする当該外国人教員の前職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料（帰住する扶養親族がない場合の移転料は、2分の1に相当する額）及び旅行雑費

(2) 扶養親族（旅費条例第2条第1項第8号に規定する者をいう。）の分

ア 配偶者及び帰住のため旅行する際における年齢が12歳以上の子については、1人ごとに外国人教員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額、日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額並びに旅行雑費

イ 帰住のため旅行する際における年齢が12歳未満の子については、1人ごとに、アに掲げる額（旅行雑費を除く。）の2分の1に相当する額及び旅行雑費

(遺族の旅費)

第3条 外国人教員が死亡し、その遺族（死亡した外国人教員の配偶者及び子で主として当該外国人教員の収入によって生計を維持していたものをいう。以下同じ。）が、当該外国人教員の死亡した日の翌日から3か月以内に外国に帰住した場合には、当該遺族に対し、前条第2号に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費並びに外国人教員の前職務相当の移転料を支給する。

(旅費の支給制限)

第4条 第2条の規定による旅費は、公立大学法人会津大学職員退職手当規程第19条各号のいずれかに該当する外国人教員には支給しない。

(旅費の調整)

第5条 外国人教員が帰住地の就職することとなる団体等からその赴任に伴う費用が支給される場合等、法人の予算以外の経費の旅費等が支給される場合には、第2条に定めるところによって支給される旅費額から法人の予算以外の経費の旅費等の額に相当する額を控除して支給することができる。

(補則)

第6条 外国人教員等の帰住の事実認定及び前条の規定により控除する額の決定は、学長が行うものとする。

2 この要領に定める旅費の支出権者は、会津大学事務局総務予算課長とし、使用する旅行命令書の様式その他の支給事務処理については、赴任旅費の支給事務処理に準じて行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。